夏場の食中毒に備えて

食中毒は、各地で1年を通して発生していますが、これから夏場を迎え、食中毒が最も 発生しやすい季節となります。市保健所では食中毒及び食品等に起因する危害の発生を未 然に防止するため、下記により監視指導の強化を図ることとしました。

記

1 夏期食品等一斉取締り

(1) 目的

平成17年度奈良市食品衛生監視指導計画に基づき、食品の衛生的な取扱い及び添加物の適正な使用並びに食品及び添加物の適正な表示の実施等について、食品等事業者に対する監視指導の強化を図り、夏期における食中毒発生防止及び食品等の安全性の確保を図ることを目的として実施します。

(2) 実施期間

平成17年7月1日(金)から8月31日(水)

(3) 実施内容

営業施設に対する立入検査等

次に掲げる営業施設等を重点対象とし、期間中に積極的に立入検査を実施し、施設基準、管理運営基準、製造基準、表示基準等の違反の発見及び排除に努めるとともに、食品の製造、加工、運搬及び保管等における衛生的な取扱いについても指導を行います。また、販売施設では、アレルギー物質を含む食品及び遺伝子組換え食品に関する表示についても点検を行います。

重点対象営業施設

ア 弁当屋、仕出し屋、旅館等の大量調理施設

イ 魚介類、卵及びその加工品、そうざい、牛乳、食肉及び食肉製品等を製造 または販売する施設

食品等の収去検査等

次に掲げる食品等に重点を置き食品衛生監視員が収去し、試験検査を実施します。 食品を収去するに際しては、表示事項及び保存状態等について点検し、表示基準 及び保存基準に違反する食品の発見及び排除に努めます。

生食用鮮魚介類、仕出し料理、そうざい、食肉、卵及び加工品、生菓子及び輸入食品等

2 食品衛生月間

(1) 目 的

食中毒事故を防止し、市民が健康で安心できる食生活をおくるため、食品関係営業者はもとより、広く市民に食品衛生思想の普及啓発を図ります。

(2) 実施機関

主 催 奈良市

協 賛 奈良食品衛生協会

(3) 実施期間

平成17年8月1日から8月31日

(4) 実施内容

奈良食品衛生協会と合同でリーフレット、ポスター等食中毒防止啓発資材を街頭などで配布します。

広報車により食中毒の防止を呼びかけます。

衛生講習会を開催します。

奈良市保健所生活衛生課

電話 : 0742-23-6172